

## 1 事業目的

神戸経済の持続的な成長を目的として、行政・地域の課題解決や地元企業の高付加価値化を達成していくために、イノベーションを起こし得る企業・スタートアップ等を国内外から呼び込み、課題解決の担い手とすることや、地元企業との協業を進めていく必要がある。本事業では、市内企業やスタートアップが抱える課題を解決するため、新たなビジネスの立ち上げにかかる必要なサポートを提供し、解決と社会実装を図る。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 事業概要

### (1) KOBE BUSINESS PROGRAM 「So-I」

本事業では、以下3つのコースを対象とし、年間を通して実施する。

- ① 行政課題解決コース (4課題) ……行政×スタートアップによる課題解決
- ② 地域課題解決コース (4~8課題) ……神戸市が保有するアセットを活用した実証実験
- ③ 新規事業開発コース ……神戸市の市内企業やスタートアップ等による新規事業開発

### (2) スケジュール (予定)

	①行政課題解決コース ②地域課題解決コース	③新事業開発コース
	選定された8~12課題	市内企業、スタートアップ等
4月	課題募集※・課題ヒアリング	参加企業募集開始
5月	課題選定※	
6月	(1)スタートアップの募集	↑
7月	(1)スタートアップの選考・決定	
8月	↑	(4)セミナー、ワークショップ等の実施
9月		↓
10月	(2)実証期間	
11月	↓	(5)審査・評価の実施
12月		
1月	↑	↓
2月		
3月		(6)フォローの実施
	(7)事業振り返り、事業総括報告書の提出	

※課題の募集・選定は、神戸市にて行うこととし、委託先事業者の業務には含まない。

## 4 業務内容

### 【運営体制と役割】

- ・本事業では、受託者と神戸市共同で運営業務を行うものとする（運営事務局の設置）。
- ・受託者は本事業の窓口となるプログラスマネージャーを1名以上設置する。プログラスマネージャーは新事業開発、マーケティングに精通するものとし、神戸市と協力しながら運営を行う。
- ・また、受託者は本事業を実施するにあたり、十分に業務内容を実施できる体制を整えるとともに、コンプライアンスや情報管理を的確に行うこと。
- ・運営事務局間の情報共有については、定期的なミーティングの開催やツール使用により適宜実施すること。

## 【受託者の業務内容詳細】

### ①行政課題解決コース／②地域課題解決コース

#### (1) 課題を解決するスタートアップの募集（対象事業①②）

- ・神戸市で選定した8～12課題について、課題公開・スタートアップ募集に向けて、募集要項作成や原稿作成（写真撮影含む）のサポートをすること。また各種イベントや媒体を活用した情報発信をすること。（(8)効果的な広報の実施に含む）
- ・解決しうるスタートアップの応募候補者をリストアップすること。また、候補者に対しては、事前説明会の開催すること。（個別説明やWeb会議システムを使用したリモートでの実施も可能）
- ・応募企業について、書類および面談による選考・担当部署の面談による選考を支援すること。部署による面談開催時においては、最終候補者と部署の両者が、相互に課題についての理解を深められるよう、適宜アドバイスをを行うなど工夫すること。
- ・課題ごとに、最終候補者から協働作業を行うスタートアップを1社選定する。ただし、すべての課題に対しスタートアップを選定するわけではなく、最大で8課題の選定とする。選定後は全ての応募者への選考結果の通知をすること。

#### (2) 市職員とスタートアップによる実証実験のファシリテート（対象事業①）

- ・行政課題解決コースの4課題について、スタートアップと部署の間に立ち、主にスタートアップの考えるビジネスプラン・テクノロジーを、専門知識を持たない部署に対して理解できるよう説明するなど、協働がうまく行われるようファシリテートを行うこと。
- ・また、実証実験実施にあたっては、SNSや各種メディアの活用を検討し、必要な効果的な情報発信を実施すること。（(8)効果的な広報の実施に含む）
- ・なお、実証実験実施にあたっては、委託者である神戸市と調整しながら実施すること。

#### (3) 事業の振り返り（対象事業①②）

- ・報告書の提出（(2)で実施する実証実験が終了次第、速やかに提出。様式不問。電子データで提出すること。）
- ・実証に関する振り返りを運営事務局で実施し、改善点を提案すること。

### ③新規事業開発コース

#### (4) 新事業開発に関するセミナー、ワークショップ等の実施（対象事業③）

- ・神戸市内企業・スタートアップ等が新事業開発に取り組むにあたって、段階的に必要なスキルを習得できるセミナー、ワークショップ等を実施する。（計8～10回程度）
- ・セミナーの内容は、参加者が主体的に取り組むことができるものとし、セミナー、ワークショップ等の終了時点（12月）で、セミナーに参加した企業の約半数において、創出したアイデア（プロジェクト案）に対し、以下の内容が固められていること。
  - ターゲットや提供価値が明確になっていること。
  - ユーザーニーズの把握ができていること。
- ・多くの市内企業（企業規模・業種問わず、30社60名程度）が参加できる広報展開を実施すること。（(8)効果的な広報の実施に含む）
- ・受託者は参加企業からの相談に対応できるよう体制を整備すること。なお、相談対応者は新事業開発に精通するものとする（プロジェクトマネージャーが兼任可能）。また、相談内容によって、適切なアドバイザーに繋ぐこと。
- ・また、受託者は参加企業同士が関係性構築、相互交流できるようマネジメントすること。

(5) 審査・評価の実施（対象事業③）

- ・(4)新事業開発に関するセミナー、ワークショップ等が終了した時点で、参加者が考えたプロジェクトについて、発表、審査・評価する場を設けること。なお、実施にあたっては、参加者が作成したプロジェクト案をもとに運営事務局内で事前審査を行うことも可能とする。
- ・審査にあたっては、新事業開発に精通している審査員を複数配置すること。また単なる審査・評価のみではなく、実証実験など次のステップに繋げられるアドバイス等を行うこと。
- ・審査・評価の結果、上位のプロジェクト案（3～5件程度）については、参加企業にとってメリットのある対象に、広く情報発信すること。（(8)効果的な広報の実施に含む）

(6) 個別サポートの実施（対象事業③）

- ・(5)審査・評価の実施の結果、上位のプロジェクト案や今後の事業化が見込まれるプロジェクト案については、新事業開発に向けて取り組むことができるよう個別にサポートを実施すること。

<個別サポート>

- ・伴走支援（プロジェクト案の進捗確認、問い合わせ、相談対応等）
- ・作成したプロジェクト案における実証に向けた支援
- ・アンカー神戸におけるオープンイノベーションの支援への繋ぎ（共創事業の内容、パートナー像の整理等）
- ・市が実施するAIインキュベーション事業との連携
- ・セミナー、勉強会等の開催 など

(7) 事業の振り返り（対象事業①②③）

- ・事業総括報告書の提出（令和8年3月31日締め切り、様式不問。電子データで提出すること。）
- ・本事業に関する振り返りを運営事務局で実施し、来年度事業に向けた改善点を提案すること。

(8) 効果的な広報の実施（対象事業①②③）

- ・本事業に関するホームページ運用・保守、アクセス解析等
- ・各事業において、以下のとおり効果的な広報展開を実施すること。
  - (1) 課題を解決するスタートアップの募集  
課題公開・スタートアップ募集に向けた募集要項作成や原稿作成（写真撮影含む）、ターゲット広告
  - (4) セミナー、ワークショップ等における企業募集  
企業募集のページ作成・掲載  
多くの市内企業（企業規模・業種問わず）が参加できる広報展開の実施（年間10,000PV程度）
- ・本事業の取り組みに関するレポートの作成、掲載。特に(2)審査・評価の結果、上位のプロジェクト案については、参加企業にとってメリットのある対象に広報媒体を活用し、効果的に情報発信すること。（企業と協議の上、効果的な広報を実施すること。10,000PV程度を想定）

(9) その他これに付随する業務（都度進捗状況を共有するとともに必要に応じて協議を行うこと。）

## 5 その他留意点

- ・事業の進行にあたっては、神戸市と協議のうえ進めること。
- ・受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を神戸市に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

- ・この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に神戸市の承認を得て再委託することができる。
- ・この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利については、協議の上決定する。
- ・受託者は、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、神戸市の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ・「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、神戸市と受託者とが協議して定めるものとする。

## 6 成果物納品場所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

神戸市経済観光局新産業創造課

電話 078-984-0334 電子メールアドレス [shinsozosangyo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:shinsozosangyo@office.city.kobe.lg.jp)